

## 滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、滋賀県で生産される農畜水産物および加工食品の輸出振興を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 各国のマーケティング情報の収集
- (2) 輸出先進事例等のセミナー開催
- (3) 輸出を目的とする商談会やプロモーション等への参加支援
- (4) 農畜水産物および加工食品の輸出に関する普及啓発活動
- (5) 国からの支援・補助金等の情報発信と補助金申請のサポート
- (6) その他、滋賀県産農畜水産物および加工食品の輸出振興に必要な事業

### (組織)

第4条 協議会は、この協議会の目的に賛同して入会した別表第1に掲げる団体をもって構成する。

### (入会)

第5条 協議会の目的に賛同するものであれば、新規入会にかかる条件については特に定めない。

- 2 新規入会の申し込みがあったときは、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の入会申し込みを認めないときは、理由を付し、本人にその旨を速やかに通知しなければならない。

### (退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。

### (役員)

第7条 協議会に会長 1 名、副会長 1 名 および監事 2 名 を置く。

- 2 会長は、滋賀県農政水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、滋賀県農業協同組合中央会 代表理事専務 をもって充てる。
- 4 監事は、会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約に関する事。
  - (2) 事業計画および事業報告に関する事。
  - (3) 予算および決算に関する事。
  - (4) 解散
  - (5) 入会金および会費の額
  - (6) 事務局の組織および運営
  - (7) その他協議会の目的達成に必要な事項

(総会の議決)

第10条 総会の議事は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとするが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 各会員の表決権は、平等とする。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使できるものとする。

(専決処分)

第11条 会長は、第9条第3項に掲げる事項のうち緊急を要する事項について、会議を招集することが困難と認められるときは、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会において報告しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長をもって充て、幹事会を総括する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集する。
- 5 幹事会の議長は、幹事長がこれに当たる。
- 6 幹事長は、必要に応じ幹事以外の出席を求めることができる。

(幹事会の権能)

第13条 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会の議決)

第14条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとするが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 各幹事の表決権は、平等とする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、補助金およびその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 協議会の庶務を処理するため、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室、滋賀県農業協同組合中央会農業・地域対策部および全国農業協同組合連合会滋賀県本部農産部生産振興課に共同の事務局を置く。

2 事務局長は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室長をもって充てる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

滋賀県農業協同組合中央会	代表理事専務
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	本部長
(一社)滋賀県茶業会議所	会頭
(一社)滋賀県畜産振興協会	会長
「近江牛」生産・流通推進協議会	会長
滋賀県漁業協同組合連合会	代表理事会長
滋賀県淡水養殖漁業協同組合	代表理事組合長
滋賀県水産加工業協同組合	代表理事組合長
滋賀県食品産業協議会	会長
滋賀県酒造組合	会長
滋賀県森林組合連合会	代表理事会長
滋賀県木材協会	会長
日本貿易振興機構 滋賀貿易情報センター	所長
長浜市	産業観光部 農業振興課長
守山市	都市経済部長
甲賀市	産業経済部長
滋賀県	商工観光労働部長 農政水産部長

別表第2(第12条関係)

滋賀県農業協同組合中央会	農業・地域対策部長
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	農産部長
(一社)滋賀県茶業会議所	事務局長
(一社)滋賀県畜産振興協会	専務理事
「近江牛」生産・流通推進協議会	事務局長
滋賀県漁業協同組合連合会	観光流通部長
滋賀県淡水養殖漁業協同組合	監事
滋賀県水産加工業協同組合	専務理事
滋賀県食品産業協議会	事務局長
滋賀県酒造組合	事務局長
滋賀県森林組合連合会	常務理事
滋賀県木材協会	専務理事
日本貿易振興機構 滋賀貿易情報センター	所長
長浜市	産業観光部 農業振興課長
守山市	都市経済部 農政課長
甲賀市	産業経済部 農業振興課長
滋賀県	商工政策課長 観光振興局副局長 みらいの農業振興課長